

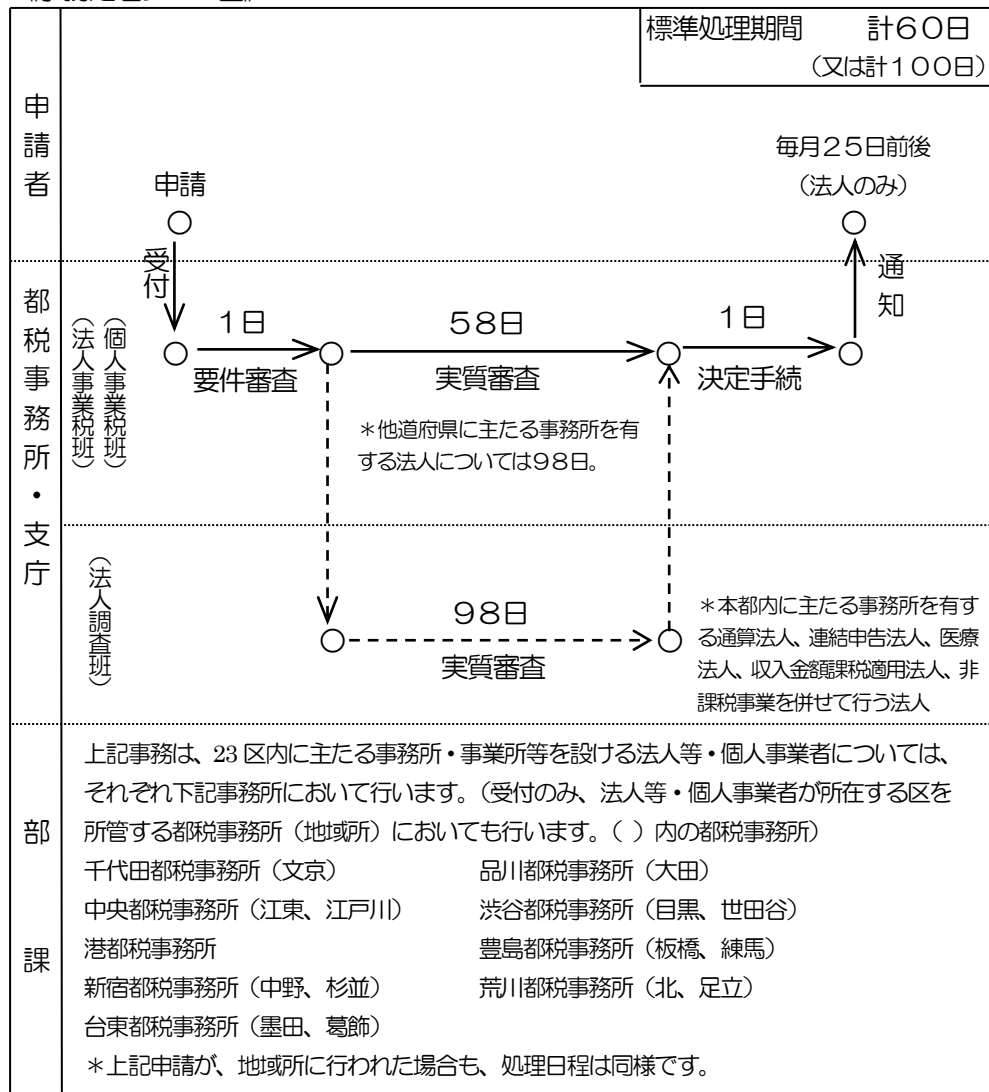
事務処理フロー図

事務名 中小企業者向け省エネ促進税制による事業税(法人・個人)の減免決定事務

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班 電話 5388-2963

課税部課税指導課個人事業税班 電話 5388-2956

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうかを審査します。
2	実質審査	税務署調査等を行い、申告された法人事業税額の審査を行います。添付資料に不足がないか、申請内容について審査基準(減免要綱、減免取扱要領)を満たしているかどうかを審査します。また、必要に応じて現地調査を行います。上記の審査後、電算入力処理を行います。
3	決定手続	減免又は不許可の決定を都税事務所長が行います。
4	通知	申請した法人等・個人事業者に対して文書で通知します。
5		
6		
7		
8		
9		